

横手市議会 平成25年第6回12月定例会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明		
同意第1号	教育委員会委員の任命について			
同意第2号	教育委員会委員の任命について			
同意第3号	公平委員会委員の選任について			
報告第46号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	車両物損事故の損害賠償		
議案第133号	横手市交流センター設置条例等 の一部を改正する条例 (H26. 4. 1施行)	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による税率の改正(5%⇒8%)に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。</p> <p>①横手市交流センター設置条例の一部改正(使用期間一ヵ月未満の土地の使用料の税率改正)</p> <p>②横手市行政財産使用料条例の一部改正(使用期間一ヵ月未満の土地の使用料の税率改正)</p> <p>③横手市法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正(使用期間一ヵ月未満の法定外公共用財産使用料の税率改正)</p> <p>④横手市道路占用等に関する条例の一部改正(占用期間一ヵ月未満の道路占用料の税率改正)</p> <p>⑤横手市都市公園条例の一部改正(使用等期間一ヵ月未満の公園の使用料の税率改正)</p>		
議案第134号	横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例 (H26. 7. 1施行)	<p>旧大森中学校体育館を利活用して「横手市地域コミュニティ施設(大森コミュニティ交流センター)」として使用するための条例の一部改正。</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td> 体育館使用料 体育：昼150円、夜200円、 全日2,000円 体育以外：昼200円、夜400円、 全日3,200円 営利目的等催物：昼2,000円、 夜4,000円 全日32,000円 グラウンド：無料 </td> </tr> </table>	内容	体育館使用料 体育：昼150円、夜200円、 全日2,000円 体育以外：昼200円、夜400円、 全日3,200円 営利目的等催物：昼2,000円、 夜4,000円 全日32,000円 グラウンド：無料
内容	体育館使用料 体育：昼150円、夜200円、 全日2,000円 体育以外：昼200円、夜400円、 全日3,200円 営利目的等催物：昼2,000円、 夜4,000円 全日32,000円 グラウンド：無料			

区分	議案等の名称	概要説明			
議案第135号	<p>横手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(H26. 4. 1施行)</p>	<p>横手市鳥獣被害対策実施隊を新たに設置するため「鳥獣被害対策実施隊員」を追加するもの。</p> <table border="1" data-bbox="820 315 1519 479"> <tr> <td data-bbox="820 315 948 479">内容</td> <td data-bbox="948 315 1519 479"> <p>鳥獣被害対策実施隊員の報酬 活動1回につき 3,000円 旅費 別表1相当額</p> </td> </tr> </table>		内容	<p>鳥獣被害対策実施隊員の報酬 活動1回につき 3,000円 旅費 別表1相当額</p>
内容	<p>鳥獣被害対策実施隊員の報酬 活動1回につき 3,000円 旅費 別表1相当額</p>				
議案第136号	<p>横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例</p>	<p>地方税法の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うため現行条例の一部を改正するもの。</p> <table border="1" data-bbox="820 613 1519 1196"> <tr> <td data-bbox="820 613 948 1196">内容</td> <td data-bbox="948 613 1519 1196"> <ul style="list-style-type: none"> ・不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け (公布日施行) ・公的年金からの仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額となるよう算定方法を見直し ・特別徴収税額に変更があった場合等においても、一定要件のもとで特別徴収を継続 (平成28年10月1日施行) ・金融所得課税の一体化 (平成29年 1月1日施行) </td> </tr> </table>		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け (公布日施行) ・公的年金からの仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額となるよう算定方法を見直し ・特別徴収税額に変更があった場合等においても、一定要件のもとで特別徴収を継続 (平成28年10月1日施行) ・金融所得課税の一体化 (平成29年 1月1日施行)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け (公布日施行) ・公的年金からの仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額となるよう算定方法を見直し ・特別徴収税額に変更があった場合等においても、一定要件のもとで特別徴収を継続 (平成28年10月1日施行) ・金融所得課税の一体化 (平成29年 1月1日施行) 				
議案第137号	<p>横手市入湯税条例の一部を改正する条例</p> <p>(公布日施行)</p>	<p>地方税法等の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うため現行条例の一部を改正するもの。</p> <table border="1" data-bbox="820 1330 1519 1476"> <tr> <td data-bbox="820 1330 948 1476">内容</td> <td data-bbox="948 1330 1519 1476"> <ul style="list-style-type: none"> ・不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け </td> </tr> </table>		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け 				
議案第138号	<p>横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(H26. 1. 1施行)</p>	<p>地方税法の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。</p> <table border="1" data-bbox="820 1621 1519 1939"> <tr> <td data-bbox="820 1621 948 1939">内容</td> <td data-bbox="948 1621 1519 1939"> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞金の利率の見直し 納期限後1ヵ月以内 現行4.3% ⇒ 特例基準割合 +1% 納期限後1ヵ月経過後 現行14.6%⇒ 特例基準割合 +7.3% </td> </tr> </table>		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金の利率の見直し 納期限後1ヵ月以内 現行4.3% ⇒ 特例基準割合 +1% 納期限後1ヵ月経過後 現行14.6%⇒ 特例基準割合 +7.3%
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金の利率の見直し 納期限後1ヵ月以内 現行4.3% ⇒ 特例基準割合 +1% 納期限後1ヵ月経過後 現行14.6%⇒ 特例基準割合 +7.3% 				

区分	議案等の名称	概要説明		
議案第139号	<p>横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (H26.1.1施行)</p>	<p>地方税法の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。</p> <table border="1" data-bbox="951 342 1519 667"> <tr> <td data-bbox="951 342 957 667">内容</td> <td data-bbox="957 342 1519 667"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延滞金の利率の見直し 納期限後1ヵ月以内 現行4.3% ⇒ 特例基準割合 +1% ・ 納期限後1ヵ月経過後 現行14.6% ⇒ 特例基準割合 +7.3% </td> </tr> </table>	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延滞金の利率の見直し 納期限後1ヵ月以内 現行4.3% ⇒ 特例基準割合 +1% ・ 納期限後1ヵ月経過後 現行14.6% ⇒ 特例基準割合 +7.3%
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延滞金の利率の見直し 納期限後1ヵ月以内 現行4.3% ⇒ 特例基準割合 +1% ・ 納期限後1ヵ月経過後 現行14.6% ⇒ 特例基準割合 +7.3% 			
議案第140号	<p>横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例等の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による税率の改正（5%⇒8%）に伴い、水道料金、下水道使用料その他収入について、改正後税率を反映させた金額へ改定するための条例の一部改正。</p> <p>①横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正（浄化槽使用料の改定）</p> <p>②横手市集落排水施設条例の一部改正（集落排水施設使用料等の改定）</p> <p>③横手市下水道条例の一部改正（下水道使用料等の改定）</p> <p>④横手市水道事業給水条例の一部改正（水道料金等の改定）</p>		
議案第141号	<p>横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p>	<p>地方税法の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。</p> <table border="1" data-bbox="951 1682 1519 2114"> <tr> <td data-bbox="951 1682 957 2114">内容</td> <td data-bbox="957 1682 1519 2114"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け (公布日施行) ・ 金融所得課税の一体化 (平成29年1月1日施行) ・ 納期ごとの分割金額の単位の見直し (千円単位⇒百円単位) (公布日施行) (適用：平成26年度から) </td> </tr> </table>	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け (公布日施行) ・ 金融所得課税の一体化 (平成29年1月1日施行) ・ 納期ごとの分割金額の単位の見直し (千円単位⇒百円単位) (公布日施行) (適用：平成26年度から)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不利益処分等を行う場合の理由附記の義務付け (公布日施行) ・ 金融所得課税の一体化 (平成29年1月1日施行) ・ 納期ごとの分割金額の単位の見直し (千円単位⇒百円単位) (公布日施行) (適用：平成26年度から) 			

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第142号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例 (H26.1.1施行)		地方税法の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。 ・延滞金の利率の見直し 納期限後1ヵ月以内 現行4.3% ⇒ 特例基準割合+1% 納期限後1ヵ月経過後 現行14.6% ⇒ 特例基準割合+7.3% ・不利益処分等に対する理由附記の義務付け
議案第143号	横手市集落排水事業受益者分担に関する条例及び横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例の一部を改正する条例 (H26.1.1施行)	内容	地方税法の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。 ・延滞金の利率の見直し 【受益者分担金】 特例の追加 納期限後1ヵ月以内 ⇒(特例基準割合+1%) 納期限後1ヵ月経過後 ⇒(特例基準割合+7.3%) 【受益者負担金】 延滞金割合の追加 納期限後1ヵ月以内 ⇒7.25% 特例の追加 納期限後1ヵ月以内 ⇒(特例基準割合+1%) 納期限後1ヵ月経過後 ⇒(特例基準割合+7.25%) ・都市計画区域変更に伴う改正 平鹿特環分担区⇒削除 各特環分担区⇒各公共負担区
議案第144号	横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例 (H26.1.3施行)	内容	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。 市営住宅の入居資格要件に、「交際相手からの暴力及びその被害者」を追加するもの。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第145号	横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (H26.4.1施行)	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による税率の改正（5%⇒8%）に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。	
		内容	人間ドック、健康診断料などの消費税課税対象使用料、手数料の率を5%から8%に改正
議案第146号	民事調停申立事件に係る調停案の受諾について	滞納している市営住宅使用料の支払いを求めて、横手簡易裁判所に民事調停を申し立てた事件について、横手簡易裁判所調停委員会から示された調停案を受諾しようとするもの。	
		調停の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の賃貸借契約の解除 ・明渡し期限（H26.3.31） ・未払賃料（921,900円）支払いの協議 ・明渡しを遅滞した場合の損害金（1月11,700円）の支払い ・調停費用の各自負担
議案第147号	権利の放棄について	消滅時効が完成している債権について、債務者が行方不明で債権回収ができず、また、消滅時効援用の意思確認ができないため、債権の放棄をしようとするもの	
		内容	横手市営住宅の使用料
		放棄額	183,510円
議案第148号	字の区域の変更について	農地集積加速化基盤整備事業による宮田地区の土地改良事業の施行に伴う、字の区域の変更	
		変更前	変更後
		大雄字樋掛・大雄字平柳・大雄字田町・大雄字新処の各一部	タイユウ アザシマダ 大雄字島田
		大雄字平柳、大雄字田町の各一部	タイユウ アザミヤタ ナカジマ 大雄字宮田中島
大雄字島田、大雄字新処、大雄字宮田、雄物川町薄井字宮田の各一部	タイユウ アザタマチ 大雄字田町		

区分	議案等の名称	概要説明	
		<p>大雄字島田、大雄字剝水、大雄字宮田の各一部</p>	<p><small>タイユウ アザアラトコロ</small> 大雄字新処</p>
		<p>大雄字宮田、雄物川町薄井字神谷地の各一部</p>	<p><small>オモノガワマチ ウスイ アザミヤタ</small> 雄物川町薄井字宮田</p>
		<p>雄物川町薄井字神谷地、雄物川町薄井字宮田の各一部</p>	<p><small>タイユウ アザミヤタ</small> 大雄字宮田</p>